

身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師の指定基準及び手続きについて

1. 指定医師とは

身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」の交付申請に必要な「身体障害者診断書・意見書」の作成、およびその者の障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否か、該当すると判断された場合にその障害程度の等級を参考意見として記載をお願いしております。

2. 指定基準について

- ① 医籍登録後5年以上経過していること。
- ② 指定を受ける分野に関係のある診療科において実務3年以上の経験を有すること。ただし、研修医であった期間はこの年数に含まれない。
- ③ 担当しようとする障害は申請医師の専門分野と最も関係の深い分野とする。(別表参照)
- ④ 複数分野の指定を希望する場合は、担当しようとする障害分野における診療経験について具体的に聴取し、指定の際に考慮するものとする。(症例があることが好ましい)
- ⑤ 聴覚障害分野での申請を行う医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害についてはエイズ拠点病院での診療従事経験があるか、研修を受けていること。ただし、その医師がエイズ拠点病院の医師であって、その医師以外で免疫機能障害分野の認定を受けている医師がおらず、かつ、他に指定を受けるのに適当な経験を持った医師がない場合は、免疫や血液疾患に関する研究、診療経験が3年以上あることと、エイズブロック拠点病院での研修を受けることを条件として指定を行う。
- ⑦ 原則として一医師一医療機関の指定とする。

(別紙)

診療科名と担当障害

担当障害区分	診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 ※眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科 ※耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。 ※耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であることが望ましい。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血管内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 ※エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

3. 新規指定申請・診断項目の変更について

久留米市社会福祉審議会審査部会(奇数月に開催、全6回)での審議において決定されます。

・必要書類

- ① 指定医師申請書(新規のみ)
- ② 医師の経歴書
- ③ 指定医師担当障害分野調書(新規のみ)
- ④ 担当障害分野症例数
- ⑤ 医師の免許証(写)(新規のみ)
- ⑥ 指定医診断項目変更申請書

久留米市障害者福祉課へ提出してください。
(郵送可)

・指定日

医師の指定日は、久留米市社会福祉審議会審査部会の審議を踏まえた上で、審査部会の翌月1日付けで指定します。

- 3、4月に申請 → 5月開催の審査部会で決定→ 6月1日付で指定
- 5、6月に申請 → 7月開催の審査部会で決定→ 8月1日付で指定
- 7、8月に申請 → 9月開催の審査部会で決定→10月1日付で指定
- 9、10月に申請 →11月開催の審査部会で決定→12月1日付で指定
- 11、12月に申請→ 1月開催の審査部会で決定→ 2月1日付で指定
- 1、2月に申請 → 3月開催の審査部会で決定→ 4月1日付で指定

指定内容については、指定された医師本人に対して医師指定通知書を交付し、お知らせします。通知書は再交付できませんので大切に保管をお願いします。

4. 異動・辞退・転入をされた方(提出先は久留米市障害者福祉課、郵送可)

・氏名が変わったとき

→氏名変更届の提出をお願いします。

・久留米市内で勤務先や医療機関の名称が変わるとき

→指定医医療機関変更届の提出をお願いします

・久留米市外の医療機関で勤務することになったときや退職したとき

→指定医辞退届の提出をお願いします。

※久留米市外に異動されて、指定医辞退届の提出により久留米市の指定医師名簿から削除されます。異動先でも指定を受けられたい場合は、異動先(医療機関)の所在地の都道府県または政令指定都市、中核都市の担当課へご相談ください。

・福岡県内で指定を受けていた医師が異動されて久留米市での指定を希望している方
→医師の転入届の提出をお願いします。

・福岡県外で指定を受けていた医師が異動されて久留米市での指定を希望している方
→新規指定申請と同じ取り扱いとなります。

医師の転入届とあわせて新規指定申請書類一式の提出をお願いします。

※過去に久留米市で指定を受けたことがあれば、医師の転入届のみ提出をお願いします。

5. その他

・指定医師については、「久留米市指定医師名簿」に記載され、「身体障害者診断書・意見書」に関する相談業務に活用します。

・医師の指定は都道府県、政令指定都市、中核都市ごとに行いますが、管轄地以外の方に対しても「身体障害者診断書・意見書」の作成をすることができます。

・市民より提出された「身体障害者診断書・意見書」の内容について、等級認定に必要な事項を問い合わせることがあります。